

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月8日（平成28年（行情）諮問第218号）

答申日：平成29年1月26日（平成28年度（行情）答申第682号）

事件名：「『平成25年（2013年）台風26号に対する災害派遣に係る教訓  
詳報』について（報告）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、『陸上自衛隊の教訓』（4頁）として取り扱われているものの全て（2014.2.28－本本B1054で特定された後に特定されたもの）。\*電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，次の5文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であるが，別表1に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 「平成25年（2013年）台風26号に対する災害派遣に係る教訓詳報」について（報告）（研本研第56号電。26.5.26）（4枚目以降）

文書2 「南スーダン派遣部隊（展開から地域拡大任務準備まで）に係る教訓要報」について（報告）（研本研第61号電。26.6.11）（3枚目以降）

文書3 「フィリピン共和国における国際緊急援助活動に係る教訓詳報」について（報告）（研本研第66号電。26.7.2）（3枚目以降）

文書4 「平成25年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-65）に係る教訓詳報」について（報告）（研本研第99号電。26.11.4）（4枚目以降）

文書5 「南スーダン派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報」について（報告）（研本研第102号電。26.11.17）（3枚目以降）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年11月18日付け防官文第

18211号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び電磁的記録の特定を求める。

## 2 異議申立ての理由

### (1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### (2) 本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、『『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22. 3. 2）に基づき、『陸上自衛隊の教訓』（4頁）として取り扱われているものの全て（2014. 2. 28－本本B1054で特定された後に特定されたもの）。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。』の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する行政文書として、本件対象文書に文書1及び文書4の1枚目ないし3枚目並びに文書2、文書3及び文書5の1枚目及び2枚目を加えたものを特定した。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成27年11月20日まで開示決定等の期限を延長した上で、まず、文書1及び文書4の1枚目ないし3枚目並びに文書2、文書3及び文書5の1枚目及び2枚目を、法9条1項の規定に基づき同年4月7日付け防官文第6183号により開示決定を行い、本件対象文書について、その一部が法5条1号、3号及び6号の不開示情報に該当することから、同年11月18日付け防官文第18211号により、当該部分を不開示とする原処分を行った。

### 2 法5条該当性について

本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表2のとおりであり、法5条1号に該当する部分については、特定の個人を識別することができることから、同条3号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること、又は我が国と他国との間の相互の信頼関係に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に該当する部分については、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、別表2のとおりその一部が同条1号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 異議申立人は、「『行政文書』とは、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』」であるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部から陸上幕僚監部防衛部情報通信・研究課に宛てた模写電報（いわゆるFAX）であることから、紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録は保有していない。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年12月26日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、  
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 平成29年1月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「教訓業務実施要領について（通達）」（陸幕情研第29号 22.3.2）に基づき、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）から陸上幕僚監部に対して報告された教訓資料である。

異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、研究本部が保有している紙媒体の文書であり、研究本部から陸上幕僚監部に対して模写電報により報告したものであり、紙媒体しか保有していない。

なお、模写電報とは、自衛隊専用の通信回線を利用した通信手段の

一つであり、ファクシミリの一方法である。

イ 本件対象文書の原稿については、研究本部の担当者がパソコンを使用して電磁的記録として作成しているが、紙媒体に印刷して模写電報により陸上幕僚監部に報告した後は当該電磁的記録を廃棄しており、本件対象文書の電磁的記録は保有していない。

ウ 本件異議申立てを受け、确实を期すために陸上幕僚監部の担当部局及び研究本部において書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の電磁的記録は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書にはスタンプで押印されたと認められる部分があることから、紙媒体の文書と認められ、本件対象文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 個人に関する情報

##### ア 派遣部隊の隊員の一時帰国に関する情報

文書2の50枚目の不開示部分には、派遣部隊の隊員の親族の訃報等に関する情報が記載されている。

当該部分は、当該隊員に係る法5条1号の個人に関する情報であって、当該当事者等の氏名は記載されていないものの、これを公にすると、関係者等一定範囲の者には当該当事者等を特定することが可能であり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないので、不開示とすることが妥当である。

##### イ 国際連合南スーダンミッションの職員等に関する情報

文書5の62枚目の不開示部分には、国際連合南スーダンミッションの職員の氏名等が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 自衛隊の情報業務等に関する情報

別表2の番号2欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の情報業務等に関

する情報が記載されている。

当該部分のうち、文書1の62枚目の「状況」欄の1行目を除く部分については、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報収集態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書1の62枚目の「状況」欄の1行目については、防衛省ホームページで公表されている情報と同旨であると認められ、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

(3) 自衛隊の行動、運用等に関する情報

別表2の番号3欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の行動、運用等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び運用要領等が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報

別表2の番号4欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、文書3の74枚目を除く部分については、これを公にすることにより、部隊の指揮統制要領等が推察され、自衛隊の活動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書3の74枚目については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分については、法5条3号に該当するとして不開示としたが、改めて検討した結果、開示可能な情報であるとのことであるので、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

(5) 派遣部隊の編成に関する情報

別表2の番号5欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢等が推察され、悪意を有する相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 自衛隊の装備品に関する情報

別表2の番号6欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の装備品に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の能力が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その弱点をつくことを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 自衛隊の教育訓練に関する情報

別表2の番号7欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(8) 派遣部隊の宿営地に関する情報

別表2の番号8欄に掲げる不開示部分には、派遣部隊の宿営地に関する情報が記載されている。

当該部分のうち、文書5の57枚目を除く部分については、これを公にすることにより、派遣部隊の警備態勢等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書5の57枚目については、当審査会事務局職員を

して諮問庁に確認させたところ、当該部分については、法5条3号に該当するとして不開示としたが、改めて検討した結果、開示可能な情報であるとのことであるので、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、同号に該当せず、開示すべきである。

#### (9) 自衛隊と米軍との連携等に関する情報

別表2の番号9欄に掲げる不開示部分には、自衛隊と米軍との連携等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊と米軍の運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (10) 他国に関する情報

別表2の番号10欄に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (11) 特定の通信会社との連携に関する情報

別表2の番号11欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊と特定の通信会社との連携に関する実施協定の内容が具体的に記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、同種の事案において当該会社から協力が得られなくなるなど、防衛省が行う災害派遣に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表1に掲げる部分は同条3号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表 1

文書番号	開示すべき部分
文書 1	6 2 枚目の「状況」欄の 1 行目
文書 3	7 4 枚目
文書 5	5 7 枚目

別表 2

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	5 0 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる。
	文書 5	6 2 枚目の一部	
2	文書 1	3 4 枚目, 3 7 枚目, 4 2 枚目及び 6 0 枚目の一部	陸上自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の関心のある情報分野、情報業務に関する能力又は情報源等の計画が推察される。
		6 2 枚目及び 1 0 5 枚目の一部	陸上自衛隊の情報保証業務に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報保証業務の要領が推察される。
	文書 2	2 2 枚目, 7 2 枚目及び 7 3 枚目の一部	陸上自衛隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する体制、能力、関心のある情報分野及び情報源等の計画が推察される。
		8 5 枚目及び 8 6 枚目の一部	自衛隊が収集・処理した情報に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の関心のある情報分野、情報保全上の脅威認識及び分析能力が推察される。
	文書 3	3 0 枚目, 3 1 枚目及び 7 5 枚目の一部	情報業務の態勢・体制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に関する能力及び情報源の推移が推察される。
	文書 5	1 6 枚目, 2 7 枚目ないし 3 0 枚目の一部	自衛隊が収集・処理した情報に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の関心のある情報分野、脅威認識及び活動状況が推察される。
		2 6 枚目及び 5 6 枚目の一部	派遣部隊の情報業務に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊及び他国軍隊の情報業務に関する能力が推察される。

3	文書 1	70 枚目の一部	航空自衛隊機への車両等搭載時の燃料抜き等の処置に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の車両等を空輸する際の運用能力及び要領が推察される。
		90 枚目の一部	陸上自衛隊の行動に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の勤務態勢が推察される。
	文書 2	65 枚目の一部	自衛隊の運用に資する情勢判断に係る情報であって、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領が推察される。
	文書 5	19 枚目、20 枚目及び 51 枚目の一部	派遣部隊の運用に関する計画及び命令に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の具体的な運用が推察される。
		66 枚目及び 67 枚目の一部	派遣部隊の不測事態発生時の行動に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領が推察される。
4	文書 1	73 枚目及び 118 枚目の一部	陸上自衛隊の指揮統制に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮統制要領が推察される。
		103 枚目の表	陸上自衛隊の通信組織に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮通信要領が推察される。
	文書 3	51 枚目、90 枚目ないし 93 枚目、121 枚目、122 枚目及び 125 枚目の一部	派遣部隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、国際緊急援助活動における自衛隊の通信能力及び指揮統制要領が推察される。
		74 枚目及び 75 枚目の一部	陸上自衛隊の通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の通信の保全要領

			が推察される。
5	文書 1	94 枚目, 100 枚目, 109 枚目及び119 枚目の一部	災害派遣部隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の災害派遣の際の現地調整所の態勢が推察される。
	文書 2	4 枚目, 11 枚目, 21 枚目, 55 枚目ないし58 枚目, 70 枚目, 71 枚目, 76 枚目, 87 枚目, 88 枚目, 90 枚目, 93 枚目及び98 枚目の一部	派遣部隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 派遣部隊の態勢が推察される。
	文書 3	109 枚目, 110 枚目, 112 枚目及び113 枚目の一部	派遣部隊の編成に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の態勢が推察される。
	文書 5	14 枚目, 47 枚目及び48 枚目の一部	派遣部隊の編成・装備に関する情報であり, これを公にすることにより, 派遣部隊の態勢及び運用能力が推察される。
6	文書 1	106 枚目及び108 枚目の一部	陸上自衛隊の装備品の保有状況に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力が推察される。
	文書 2	10 枚目及び45 枚目の一部	陸上自衛隊の装備品の整備状況に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の運用能力が推察される。
7	文書 2	43 枚目, 89 枚目, 91 枚目, 93 枚目, 99 枚目ないし101 枚目及び103 枚目ないし109 枚目の一部	派遣部隊の教育訓練に関する情報であり, これを公にすることにより, 派遣部隊の射撃能力及び練度が推察される。

	文書 5	2 1 枚目ないし 2 3 枚目の一部	派遣部隊の教育訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の脅威認識及び対処能力が推察される。
8	文書 2	6 0 枚目ないし 6 2 枚目の一部	他国軍を含む派遣部隊の宿営地に関する情報であり，これを公にすることにより，宿営地の警備態勢が推察される。
	文書 5	4 4 枚目ないし 4 6 枚目及び 5 7 枚目の一部	
9	文書 3	1 0 6 枚目の一部	自衛隊と米軍の連携に関する情報であり，これを公にすることにより，日米間の連携要領，手法及び内容が推察される。
	文書 4	7 枚目ないし 2 1 枚目， 3 2 枚目ないし 3 8 枚目， 4 0 枚目ないし 8 5 枚目， 8 7 枚目ないし 9 9 枚目， 1 0 1 枚目， 1 0 3 枚目， 1 0 5 枚目ないし 1 0 8 枚目， 1 1 1 枚目ないし 2 1 3 枚目， 2 1 5 枚目ないし 2 2 2 枚目， 2 2 4 枚目及び 2 2 6 枚目ないし 2 3 0 枚目の一部	日米共同訓練に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊及び米軍の態勢，関心のある情報分野，指揮統制要領，運用要領，能力，練度及び防衛力の現状が推察される。
		2 2 3 枚目の一部	
1 0	文書 5	4 3 枚目の一部	公にしないことを前提として他国から入手した情報であり，これを公にすることにより，我が国と当該他国との間の信頼関係が損なわれるお

			それがある。
1 1	文書 1	1 0 4 枚目の一部	東部方面隊と特定通信会社との連携に関する実施協定に関する情報であり，これを公にすることにより，今後，同種の事案において協力が得られなくなる等のおそれがある。